

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和2年12月16日（水）午前9時19分～午前10時16分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 参与(兼)子ども家庭部長
 企画財政部長 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長
 環境部長 都市建設部長 議会事務局長 教育部長
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「狛江市前期基本計画推進プラン（案）について」及び審議事項2「狛江市第6次行財政改革推進計画（案）について」は、先ほどの行財政改革推進本部会議で了承されましたので、庁議としても了承します。続いて、審議事項3「あいとびあレインボープラン（狛江市第4次地域福祉計画等）（素案）に対するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部 長 計画期間については、8ページを御覧ください。第4次地域福祉計画は平成30年度から令和5年度までの6年間、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び第1期成年後見制度利用促進事業計画は3年度から5年度までの3年間としました。

第4次地域福祉計画については、計画期間6年間のうち3年間で令和2年度で終了しますが、それまでに中間見直しを行うこととしており、3年間で踏まえた現状、市民意識調査結果、法改正等を踏まえ、中間見直しを行っています。

高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画及び障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は現計画の期間が令和2年度で終了するため改定するものです。第1期成年後見制度利用促進事業計画については、令和2年3月に策定された調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画が、5市における共通の目標を示しており各市の計画と合わせて成年後見制度利用促進の市町村計画と位置付けられることから、第4次地域福祉計画の下位計画として新たに策定するものです。これらの計画で上位にある第4次地域福祉計画が中間見直しとなっているため、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画及び障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画については抜本的に変えるの

ではなく、第4次地域福祉計画と同じように、現計画に近年の法改正や社会状況等を反映し、必要な施策を記載したものとしています。

次に、計画の構成についてですが、目次を御覧ください。「はじめに」で計画の概要及び計画の考え方を総論として記載し、第1編が第4次地域福祉計画、第2編が高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、第3編が障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画、第4編が第1期成年後見制度利用促進事業計画となっています。

続いて3ページからが「はじめに」の内容となります。狛江市第4次基本構想や前期基本計画との関係性、位置付け等を記載しています。10ページには計画改定の考え方として「8050」問題等、複合的な課題を抱えた世帯への地域を基盤とした包括的な支援体制の構築等を記載しています。47ページから56ページまでは、第4次地域福祉計画、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画及び障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画についての基本理念、基本目標及び施策の体系を示した上で、各施策内容を記載し、その中で重点施策を設定しています。施策内容については、実施計画に相当する年次計画についても記載した内容となっています。例えば、第4次地域福祉計画では地域福祉をめぐる主な課題や基本目標には、包括的な支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業の実施に向けて検討を進めることや、近年多発している自然災害及び新型コロナウイルス感染症への対応、デジタル化の推進といった部分を明記しています。

83ページからの高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画では、施策体系全体に共通する普遍的なものとして、介護予防・フレイル予防の実現のための場としての地域資源づくり、機会としての生きがいづくり、人とのつながりづくりの3つの「づくり」を通じて、身体的、精神的に何らかの活動をし続けることができるような環境整備を行っていくこととしています。141ページ以降の介護保険のサービス見込量については152ページの第8期介護保険事業計画の財源構成等、調整中としています。

163ページからの障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画では、地域で暮らし続けられる基盤づくりや自立と社会参加を進めるシステムづくり等、4つの基本目標を設定しています。主な施策としては地域生活支援拠点の整備及び基幹相談支援センターの設置があり、年次計画を記載しています。225ページからの障がい福祉・障がい児福祉サービス等の見込みについては、目標値は調整中となっています。

261ページからは第1期成年後見制度利用促進事業計画のページとなります。成年後見制度の利用の促進に関する法律が平成28年5月に施行され、成年後見制度利用促進基本計画が29年3月に閣議決定されました。法にお

いては市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。5市で策定した共通計画を踏まえ、市の実情に応じた成年後見制度利用促進の市計画を策定するため、第1期成年後見制度利用促進事業計画の素案を作成しました。計画の体系はあいとぴあレインボープランの各計画と同様としています。299ページのとおり、本人の意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実や、成年後見人等への支援の充実等、5つの基本目標を定め、「本人の意思を尊重し、『その人らしい』生活の実現」を目指すこととしています。

計画の策定体制については、狛江市地域共生社会推進会議を開催し、実施計画に相当する箇所等について庁内での調整を行っています。また、市民福祉推進委員会及び高齢、障がい、権利擁護、医療と介護の連携推進小委員会において審議を行うとともに、市民意識調査結果を参考に策定を進めています。

今後の計画策定のスケジュールについてですが、市民福祉推進委員会から市長に中間答申がされたため、中間答申を踏まえた素案を本日及び12月23日の庁議にて審議いただき、パブリックコメント及び市民説明会を実施した後、令和3年2月に高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び第1期成年後見制度利用促進事業計画について各小委員会等で結果報告及び最終答申案の審議を行い、3月初旬に地域福祉計画を含めた全計画についての結果報告及び最終答申案の審議を行い、3月中旬以降に庁議にて審議いただき確定する予定です。

素案を各部で確認いただき、意見等がありましたら12月18日までに福祉政策課までいただきますようお願いいたします。

次にパブリックコメント及び市民説明会の実施についてです。

パブリックコメントの実施期間は、令和3年1月4日から2月2日までです。公表方法は、広報こまえへの掲載、市ホームページへの掲載及び福祉政策課窓口での閲覧となります。意見の提出方法及び提出先は、福祉政策課窓口、郵送、FAX、電子メールによる提出となっています。提出できる者の範囲は、市内に在住、在学又は在勤する方となっています。

市民説明会については、1月15日及び16日に、市防災センター3階会議室及びオンラインにて実施します。新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、説明会への参加は事前予約制とし、定員は両日ともに先着16人までとします。併せて、市民説明会と同様の内容を事前に収録した動画を、市ホームページ上で1月15日から2月2日まで配信します。

市長 各部においては、所管する計画との整合性についてよく確認してください。

特に意見等なければ、次回以降の庁議で継続審議とします。続いて、審議事項4「令和3年度放射能対策事業実施方針（案）について」の説明をお願いします。

部 長 本件は、平成23年の福島第一原子力発電所事故を機に開始した各種放射線対策事業の今後のあり方を整理するものです。

各種事業については、測定結果や市民の関心等の状況を踏まえ、令和2年度から事業を縮小したところですが、2年度についても測定・検査で基準値を超える値は検出されておらず、市民からの問合せもほとんど無い状況です。

そのため、令和3年度以降については、保育園・小中学校給食の食材検査と毎月の産地公開、市民に配布するせん定枝チップの測定を行わず、実施事業としては、電力中央研究所による空間放射線量測定結果の公表及び放射線量測定器の貸出としたいと考えています。

本件は、本日庁議前の環境基本計画推進本部にて承認いただいています。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項5「狛江市電力の調達に係る環境配慮方針の策定について」の説明をお願いします。

部 長 本方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律において地方自治体が作成するよう努めるものとされており、市が行う電力調達に関して、温室効果ガス等の排出削減に配慮した事業者との契約となるよう作成するものです。

主な内容としては、小売電気事業者に対し入札参加資格の要件を設けるもので、要件として、二酸化炭素の排出状況や再生可能エネルギー電気の活用状況等に関する評点方式の基準において一定の点数以上であること、二酸化炭素の排出状況が基準値以下であること等を掲げています。

本件は、本日庁議前の環境基本計画推進本部にて承認いただいています。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 市役所庁舎にて利用する電気を、令和3年度より100%再生可能エネルギー電気にする件について、庁議にて審議いただきたいと思います。

市 長 特に意見等なければ、審議事項5について案のとおり決定し、市役所庁舎における再生可能エネルギー電気の利用について承認します。

次に、報告事項1「災害時における相互連携に関する基本協定の締結について」を報告してください。

部 長 本協定は、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風による大規模停電への対応を踏まえて、災害時における停電の早期復旧を図るため、東京電力パワーグリッド株式会社と市との協力体制の大枠を定めるものです。6月に東京都が同様の協定を締結して以降、順次、都内自治体との締結が進んでいます。

本協定の主な内容についてですが、第3条に情報連携として、市からの復旧を優先すべき重要施設のリスト・避難情報の提供、東京電力パワーグリッド株式会社からの停電情報等の提供及び道路寸断・復旧情報の相互共有を、第4条に相互協力に関して規定しています。第5条に停電発生状況に応じた費用負担等の詳細について覚書を締結することと規定しています。覚書の内容については、東京電力パワーグリッド株式会社と東京都が協議を行い、その結果を踏まえて市としても協議を進める予定です。

- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 副市長 第3条第1項に規定している重要施設とは何を指しますか。
- 部長 指定避難所として指定している公共施設や民間施設のほか、緊急医療救護所である東京慈恵会医科大学付属第三病院、狛江消防署等です。
- 市長 続いて、報告事項2「狛江市休業要請支援金事業の実施について」を報告してください。
- 部長 本事業は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため市が特定の店舗等について行う休業要請等に応じて、休業を行った者に対して、休業要請支援金を交付することでその休業にかかる負担を軽減することを目的として実施します。対象事業者は、休業要請等に応じて10日間以上の休業を行った者、交付の決定時点において、市内で店舗等を営んでいる者、今後も営業を継続する意思のある者等です。支援の給付金額は、1店舗又は1施設に対して50万円です。申請の期限は令和3年3月31日までです。
- 市長 本件について、質問等ありますか。
- 参与 休業要請は、市が特定の店舗へ行うのですか。
- 部長 店舗において新型コロナウイルス感染症の陽性者の発生が判明した場合、市と事業者が協議した上で休業要請を行います。なお、対象業種については定めていません。
- 副市長 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業については、特にスピード感を持って進めてください。
- 市長 その他お知らせはありますか。
- 部長 庁舎電気設備法定保守点検実施に伴う全館停電についてです。
例年同様、防災センターを含む市役所庁舎の電気設備の法定保守点検を行うため、令和3年2月13日に全館停電します。
庁内ネットワーク及び教育委員会の校務ネットワーク機器等の停止は、2月13日の午後5時15分から行いますので、各課で所管する情報システム及び各端末をこれまでに停止してください。庁内ネットワーク機器等が停止しますと、出先機関を含む全庁において、庁内ネットワークに係る全ての業務が使用できなくなりますので注意してください。

また、各サーバー間のデータ連携等にも影響がありますので、情報システムの停止及び起動作業日時等に関しては、後日調査を実施します。

市 長 他に何かありますか。

部 長 新型コロナウイルス感染症対策に係る経済支援事業の実施結果等についてです。

まず、経済支援事業の実施期間の延長についてです。

中小企業者緊急対策応援助成金については、5月18日から受付を開始し、12月28日を期限としていましたが、感染拡大に伴う飲食店への営業時間短縮要請等がある状況を踏まえ、令和3年3月31日まで延長します。なお、12月11日現在、助成決定件数は203件、助成額は45,395,115円です。

地域経済持続支援金については、1月29日を期限としていましたが、令和3年3月31日まで延長します。12月11日現在、申請件数は2件、助成額は100,000円です。

文化芸術活動支援奨励金については、12月15日を申請期限としていましたが、1月15日まで延長します。12月11日現在における申請件数は3件で、現在文化振興事業団において審査中です。

なお、家賃補助事業については、広報こまえ12月1日号において申請期限は12月28日までである旨を掲載しているため、1月1日号に申請期間を延期する旨の記事を掲載する予定です。併せて、市ホームページ等においても周知します。

続いて、事業の実施結果です。

中小企業者感染拡大防止協力金については、6月1日から受付を開始し、11月30日で終了し、申請件数は305件、助成額は30,500,000円でした。

3密対策実施等事業者支援給付金については、給付決定件数は235件、給付額は23,500,000円でした。

市 長 他に何かありますか。

部 長 イルミネーションの実施についてです。

本事業は、観光協会による冬季シーズンの観光資源とするイベントとして人の賑わいが起こる話題作りを目的に実施するもので、今回で6回目の開催となります。

今回は、狛江駅北口付近、南口ロータリーの2箇所に場所を変更して実施します。期間は12月16日から令和3年2月14日まで、点灯時間は午後5時から11時までです。点灯式については、本日午後4時30分から、市長、観光協会長に参加いただき、狛江駅南口ロータリーにおいて実施します。

なお、例年豚汁を配布していましたが、実施場所の変更及び新型コロナウイルス感染症対策により、今回は配布しません。

市長 他に何かありますか。
部長 市制施行 50 周年記念 出張！なんでも鑑定団 in 狛江の中間報告についてです。

本事業については、12 月 10 日にお宝鑑定申請を締め切りましたので、中間報告をします。お宝の鑑定依頼については、226 人 312 点の応募がありました。今後、制作会社側にて審査・選考を行い、1 月 20 日頃に鑑定依頼人 6 人が決定される予定です。

続いて、収録日当日の観覧希望者の応募状況です。こちらについては、申込期限は 12 月 25 日としており、12 月 11 日時点で 936 組 1,850 人の応募がある状況です。出演者家族や関係者分の席を除く約 600 席分について抽選を行う予定としていますが、今後、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して入場者数を検討します。

市長 他に何かありますか。
部長 都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定に向けたシンポジウム及びワークショップの実施内容についてです。

狛江市都市計画マスタープランの改定及び狛江市立地適正化計画の策定に当たり、市の将来のまちづくりについて、市民の皆さんの自由な発想で議論し、アイデアや意見を引き出すことを目的として、12 月 5 日に「住み続けたい選ばれ続けるまち 狛江市の将来像を考える こまえ みらい 2040」シンポジウム及びワークショップを開催しました。参加者は 58 人でした。

シンポジウムでは、計画の策定委員等である学識経験者の方に専門的見地より、市が目指すべき将来像を語っていただきました。

ワークショップでは、「10 代・20 代が描く狛江のみらい」、「新たな日常生活の展開を見直そう」、「道路と交通環境の在り方、駅周辺整備を考えよう」、「みんなに愛される公園・緑・農の風景づくり」、「防災まちづくりを考えよう」及び「にぎわいとふれあいのある魅力ある拠点づくりを考えよう」の 6 つのテーマに分かれ、シンポジウムに登壇した学識経験者の方がファシリテーターとなり行いました。

参加者の活発な意見交換が行われ、都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定のための市民意見を収集する目的は達成できました。

市長 他に何かありますか。
部長 東京外かく環状道路地表面陥没に関する調査の進捗状況等についてです。
まず、「地表面陥没に関する調査の進捗状況について（令和 2 年 12 月 13 日時点）」と書かれた資料を御覧ください。こちらは 12 月 15 日に事業者が公表したもので、狛江市域の路面空洞調査は終了しており、現在、内容の整理分析を行っているとのこと。

続いて「東京外かく環状道路 物理探査（微動アレイ探査・表面波探査）の実施について」と書かれた資料を御覧ください。外環トンネル掘進済み区間の調査の一つとして、物理探査を実施するもので、狛江市域においては東野川四丁目の東野川広場内で世田谷区とまたがった区間で行います。また、市からの要望により東野川三丁目においても調査が実施されます。実施日は12月21日から26日までの間で調整しているとのこと。

市 長 本件について、質問等ありますか。

副市長 物理探査によって深さ何mまで調査できるのですか。

部 長 深さ約10mまでとの報告を受けています。

市 長 新型コロナウイルス感染症の影響により延期となった東京2020オリンピック聖火リレーについてですが、変更後のスケジュールが発表となりました。なお、市における実施は令和3年7月9日です。東京都より、コース及び走者の変更はしませんが、レセプション等は縮小するという考え方が示されました。また、沿道の応援については、今後東京都から示される考え方を踏まえて実施方法等を検討します。

他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、12月23日午前9時00分から開催します。